

**多摩市公園施設長寿命化計画改定委託に係る
公募型プロポーザル方式による募集要項**

1. 当該事業の目的・概要

(1) 件名

多摩市公園施設長寿命化計画改定委託

(2) 目的

多摩市の管理する公園緑地の多くは多摩ニュータウン事業によって整備され、開園後 30 年以上経過した公園が 65%以上を占める。予防保全型管理や事後保全型管理による適切な公園維持管理を図り公園利用者の安全・安心を確保することを目的として、平成 30 年 5 月に多摩市公園施設長寿命化計画を策定した。公園施設の劣化の程度が利用状況や経年変化等によって変動し、計画と実態との間に乖離が生じるため、計画期間の中間である令和 4 年度に健全度調査と合わせて計画の見直しを行うこととしている。また、体育施設との一体的な修繕・整備による効率化のため、多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画も含めた内容とする必要がある。

これまでは、みどりとオープンスペースの量を確保するステージであったが、現代では社会の成熟化、市民のニーズも多様化しており、ストック効果をより高め、公園をより柔軟に使いこなすことが求められている。そのためには、整備計画だけでなく適切なみどりの管理や地域との連携、公園管理運営等の公園運営方針を定める必要がある。

本委託では、より実情に沿った実効性のある計画にするとともに、多様化する公園のニーズに対応するため、パークマネジメントの要素を含めた計画へ改定する。

(3) 業務内容

- ア 健全度調査及び健全度・緊急度判定
- イ 公園施設長寿命化計画の検討と策定
- ウ 公園整備・管理運営の検討
- エ 公園樹木の維持管理方針の検討
- オ 市民や市民団体等からの意見聴取

(4) 契約予定日

令和 4 年 10 月中旬

(5) 委託期間（予定）

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日

(6) 契約目途額

84,000,000 円（税込）

上記目途金額は、令和 4 年度～令和 5 年度の合計金額であり、各年度の契約目途金額は下記のとおりである。

- ・令和 4 年度 45,000,000 円（税込） 主な業務：健全度調査
- ・令和 5 年度 39,000,000 円（税込） 主な業務：計画策定

2. プロポーザル方式を採用する理由

本件は、平成 30 年に策定した多摩市公園施設長寿命化計画を改定するものである。本業務は、現状の実態を把握・整理し健全度調査とあわせて見直しを行う必要があり、これまでの経験によるノウハウや豊富な実績、金額だけの競争ではなく取り組み体制等、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定することを目的として公募型プロポーザル方式を採用した。

3. スケジュール

令和 4 年 6 月 7 日（火）	指名業者選定委員会へ選定方式の付議
6 月 8 日（水）	公示、公募開始（公式ホームページ）、質問受付開始
6 月 22 日（水）	参加申込書受付期限
6 月 29 日（水）	参加資格決定通知発送
6 月 29 日（水）	質問受付期限
7 月 8 日（金）	質問に対する回答
7 月 29 日（金）	提案書等提出期限
8 月 15 日（月）	第一次審査結果通知発送
8 月 29 日（月）	第二次審査実施日（プレゼンテーション）
9 月 6 日（火）	指名選定委員会報告
9 月 7 日（水）	第二次審査結果通知発送
10 月中旬	契約締結

4. 参加要件

本プロポーザルに参加するために必要な資格及び要件は以下のとおりである。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、東京都内に主たる事業所（本社、本店又は支社、支店）を有し、かつ主たる事業所において今回の委託を請け負えること。
- (2) 多摩市における競争入札参加資格「物品/都市計画・交通関係調査業務_A 等級（品目：公園・レクリエーション施設計画を含む）、土木・水系関係調査業務_A 等級、市場・補償鑑定関係調査業務_B 等級以上」をすべて有していること。
- (3) 他自治体において過去 5 年間（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）に公園施設長寿命化計画策定業務（改定も含む）かつ公園管理運営を対象とした総合的な計画策定の履行実績があること。
- (4) 主任技術者として、技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）または、技術士（建設部門：都市及び地方計画）を有する者を配置できること。
- (5) 主任技術者として、他自治体において過去 5 年間（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）に公園施設長寿命化計画策定業務（改定も含む）または公園管理運営を対象とした総合的な計画策定の履行実績があること。

- (6) 担当技術者として、橋梁長寿命化修繕計画策定業務（改定も含む）の完了実績がある者を配置できること。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであり、多摩市の契約案件において、過去 2 年間、同法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者。
- (8) 参加表明時に多摩市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 経営不振の状態〔会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき、更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態から逸したと認めた場合は除く〕にないこと。（ただし、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約しない）
- (10) 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (11) 国税または地方税を滞納していないこと。

5. 提案依頼の内容

本市が求める要件に対しての具体的な実現方法と、それに係る費用及び有益な提案とする。提案依頼内容の詳細や提案書の作成方法、提出に関する事項については、「多摩市公園施設長寿命化計画改定委託提案依頼書」により提示する。

6. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査方法は、提出された提案書に基づき、別に設置する「多摩市公園施設長寿命化計画改定委託に係る受託候補者審査委員会（以下「審査会」という。）」にて行う。

事業者選定は、あらかじめ事業の内容及び参加資格などを公示し、提案書の提出を希望する者から参加表明書、提案書などの提出を求め、提案内容の審査および評価を行い、その結果を採点方式により評価し、最適受託候補者並びに次席者を決定する。（審査基準や方法は別途審査基準書として審査会に提案し、審査会にて審議決定する。）これにより選定した業者を指名業者選定委員会に付議するものとする。

(2) 審査体制

審査委員会の委員構成は以下のとおりとする。

多摩市 環境部長

多摩市 企画政策部 資産活用担当課長

多摩市 くらしと文化部 スポーツ振興課長

多摩市 子ども青少年部 子育て・若者政策担当課長

多摩市 環境部 環境政策課長

多摩市 環境部 公園緑地課長

(3) 審査基準及び配点

審査の項目ごとの配点は以下のとおりとし、詳細は審査委員会において定める審査基準書において規定する。

① 第一次審査（書類選考）

ア 企画提案 360 点満点

イ 提案の実現能力・体制 120 点満点

ウ 提案価格 90 点満点

エ 参加事業者の過去実績 30 点満点

② 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 提案内容の的確性・実効性 300 点満点

(4) 第一次審査（書類選考）の詳細について

提出された提案書類を総合的に点数評価し、第一次審査における上位 5 者（最大）を第一次審査通過者として、結果をすべての参加者へ書面で通知する。また、第一次審査通過者以外で一番得点の高かった者を、第一次審査の次席者とし、第一次審査の通過者の中から辞退等の要因で欠員が生じた場合に、第二次審査へ進むものとする。第一次審査通過者には第二次審査の開催日時等を書面で通知する。なお、この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

(5) 第二次審査（プレゼンテーション）の詳細について

提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第一次審査の得点と第二次審査の得点を合わせた合計点を算出し、受託候補者及び次席者を選定する。

① 開催日時、場所

第一次審査通過者に別途通知する。

② 所要時間

ア プレゼンテーション 20 分以内

イ 審査委員会からの質疑応答 15 分以内

※入退室の時間含む。

③ その他

プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とし、その他事項は別途通知する。

④ 審査結果の通知

第二次審査の参加者へ文書で通知する。

7. 提案書等の無効等について

提案書受理後の追加・修正等は認めないものとする。また、以下の条件にひとつでも該当するものは無効とし、失格とする。

(1) 実施要領及び募集要項に合致しないもの

(2) 上記(1)に定める要領の書式に示された記載事項の全部または一部が記載されていないもの、及び記載事項以外の内容が記載されているもの

(3) 本プロポーザルに関して、審査委員会委員と接触または連絡した者が作成したもの

(4) 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合

8. 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルへの質疑は、質問書（様式は任意）により、多摩市公園緑地課まで電子メールにより提出するものとする。（提出先：tm292000@city.tama.tokyo.jp）
- (2) 質問書の受付期限は、令和4年6月29日（水）正午必着とする。
- (3) 質問への回答は令和4年7月8日（金）午後5時までに参加業者全てに電子メールにて回答する。

9. その他

- (1) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- (2) 提出された書類一式は返却しないものとする。
- (3) 本プロポーザルの応募に係る書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。